

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第86号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和51年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後						改正前						
別表（第3条の6関係）						別表（第3条の6関係）						
区分	調整月額	職員の給料表				略	区分	調整月額	職員の給料表			略
		略	医療職給料表(2)	医療職給料表(3)	海事職給料表				略	医療職給料表(2)	医療職給料表(3)	
第1号	円 50,000	略				略	円 50,000	略			略	
第2号	45,850	略				略	45,850	略			略	
第3号	41,700	略		7級		略	41,700	略		7級	略	
第4号	33,350	略	7級又は6級	6級	5級	略	33,350	略	7級又は6級	6級	略	
第5号	25,000	略	5級（管理職手当支給区分が5種の職を占める者に限る。）	5級	4級（知事が別に定める者に限る。）	略	25,000	略	5級（管理職手当支給区分が5種の職を占める者に限る。）	5級	略	
第6号	20,850	略	5級（第5号の項に掲げる者を除く。）	4級	4級	略	20,850	略	5級（第5号の項に掲げる者を除く。）	4級	略	
第7号	16,700	略	4級、3級又は2級（知事が別に定める者に限る。）	3級（役職加算が100分の5である者に限る。）又は2級（知事が別に定める者に限る。）	3級	略	16,700	略	4級、3級又は2級（知事が別に定める者に限る。）	3級（役職加算が100分の5である者に限る。）又は2級（知事が別に定める者に限る。）	略	
第8号	0	略	2級（第7号の項に掲げる者を除く。）又は1級	3級（第7号の項に掲げる者を除く。）、2級（第7号の項に掲げる者を除く。）又は	2級又は1級	略	0	略	2級（第7号の項に掲げる者を除く。）又は1級	3級（第7号の項に掲げる者を除く。）、2級（第7号の項に掲げる者を除く。）又は1級	略	

				1級															
備考 略										備考 略									

附 則

この規則は、公布の日から施行する。